



第351号 令和4年(2022年) 4月

熊野町商工会案内

TEL 082 - 854 - 0216

FAX 082 - 854 - 6458

E-mail kumano@hint.or.jp

URL: <https://www.kumasho.com>

期 日	行 事 予 定	
4/1	金	
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	
6	水	・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）13:00～ ・三役会 10:30～
7	木	・青年部役員会 19:00～
8	金	コメの日
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	パンの日 ・女性部役員会 18:30～
13	水	・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）13:00～
14	木	
15	金	お菓子の日 ・新型コロナウイルス相談窓口（税理士対応 税務相談）13:00～
16	土	
17	日	
18	月	コメの日
19	火	
20	水	・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）13:00～
21	木	・安芸郡食品衛生協会 更新手続き 13:00～15:00 商工会2階会議室
22	金	夫婦の日
23	土	ふみの日
24	日	
25	月	
26	火	ふろの日
27	水	・三役会 10:00～ ・役員会 11:00～ ・青年部通常総会／懇親会 18:00～ ・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）13:00～
28	木	コメの日
29	金	昭和の日
30	土	そばの日

熊野町商工会 人事（令和4年4月1日付）

<人事異動>

課長補佐 村井 清宗（広島県央へ異動）

後任として 岩田 誠（広島東から着任）

このたび、広島県中央に位置する広島県央商工会に異動することになりました。力不足の面もあったかと思いますが、会員の皆様には大変お世話になりました。どうも有難うございました。

村井 清宗



新型コロナ対策マル経・特別利子補給制度 延長!!

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した事業所を対象とした新型コロナマル経・特別利子補給制度が令和4年6月まで延長となっております。資金繰り等で相談したい方はこの機会にご検討下さい。

融資制度	融資枠・利率	融資要件（抜粋）
マル経融資	1. 22 (令和4年3月1日現在)	1. 小規模事業者で商工会による指導を6ヶ月以上受けている 2. 他行での借り入れ等について返済遅延がないこと 他
新型コロナウイルス対策マル経	0. 32 (3年まで) 1. 22 (4年以降)	1. 小規模事業者で商工会による指導を6ヶ月以上受けている 2. 最近1か月の売上高が前3年と比べて5%以上の減少 等

※ご不明の点などございましたら商工会までお問い合わせください。 窓口担当 新谷・岩田

令和4年度 優良従業員の表彰について

商工会員事業所の優良従業員に対して、全国商工会連合会長・広島県商工会連合会長表彰が行われます。表彰式は、熊野町商工会 令和4年度 第62回通常総会の際に行う予定です。事業所内に被表彰者要件に該当する方がおられましたら、令和4年4月7日(木)までに熊野町商工会事務局へご連絡ください。折り返し、商工会から必要な書類をお届けします。



表彰の区分	表彰者	被表彰者の要件
優良従業員表彰	全国商工会連合会長	1 商工会の会員である商工業者の従業員 2 同一商工業者の下に引続き30年以上勤務し、勤務成績が優秀であって、経営者の信頼が厚いと認められる者
商工会地区優良従業員表彰	広島県商工会連合会長	1 商工会の会員である商工業者の従業員 2 同一商工業者の下に引続き15年以上勤務し、勤務成績が優秀であって、経営者の信頼が厚いと認められる者

注1 起算日は、令和4年4月1日です。

注2 連絡は電話・FAXいずれの方法でも結構です。

担当 熊野町商工会 岩田・新谷

TEL 082-854-0216

FAX 082-854-6458

事業復活支援金・広島県 月次支援金について

現在、国と広島県が施策として2つの支援金を実施しておりますのでご紹介いたします。



< 事業復活支援金 >

対象となる方	1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 2. 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者
給付額	・中小法人等 上限最大 250万円 個人事業者等 上限最大 50万円 ※給付額の算定は基準期間の売上高-対象月の売上高×5か月分(別紙参照)
受付締切	5月31日(火)まで(申請前に商工会等での事前確認が必要な場合があります)

< 広島県 頑張る事業者月次支援金 >

対象となる方	1. 広島県内に本社・本店ある新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 2. 「広島県感染症拡大防止協力支援金」の給付対象者ではないこと
給付額	・中小法人等 上限 20万円 個人事業者等 上限 10万円(50%以上減少の場合) ※給付額の算定は2019年から2021年の対象月-今年の対象月(別紙参照)
受付締切	2月分 4月30日(土)まで ・ 3月分 5月31日(火)まで